

飼養衛生管理基準の改正について

平成29年2月1日に家畜伝染病予防法施行規則の一部が改正され、「飼養衛生管理基準」が見直されました。

平成23年に飼養衛生管理基準が見直されて5年が経過し、その間の家畜衛生をめぐる情勢等を踏まえ再度見直されたもので、今回の主な改正点は次のとおりです。

【牛・豚・いのしし・鶏・馬 全てに共通】

- 1) 農場での家畜の死体の適切な保管（具体的には、死体保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている）
- 2) 家畜の死体や排せつ物（ふん尿）を移動させる場合における適切な措置（具体的には、血液などの体液・ふん尿等を外部に漏らさない）

【豚・いのしし】

- 3) 食品循環資源を原材料とする飼料を利用するに当たり、生肉が含まれている場合の加熱処理の徹底（具体的には、飼料中に生肉を含む場合、又は含む可能性がある場合、その飼料を摂氏70度以上で30分間以上、又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理後に給与する）

飼養衛生管理基準は、家畜の伝染病発生予防のため、家畜の飼養者の皆様に守っていただくべき事項を取りまとめたものです。今回の改正を踏まえ、改めて制度の主旨をご理解いただき、飼養衛生管理基準の確実な実施をお願いします。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL : 0463-58-0152 FAX : 0463-58-5679